

新潟市地盤沈下防止対策技術検討委員会設置要領

（目的）

第1条 新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領（以下「要領」という。）第9条の規定に基づき、新潟市地盤沈下防止対策技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1） 要領第9条第1項に規定する事項
- （2） 要領運用細則第3条第2項に規定する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長の指名した委員が委員長の職務を代行する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、新潟市環境部環境対策課に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めのないもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。